

1 番 堀江洋子君

議長（大西慶治君） 通告順 5 番、堀江洋子議員の一般質問を行いますので、堀江洋子議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 5 番、堀江洋子議員の発言を許可します。

堀江洋子議員。

1 番（堀江洋子君） 日本共産党の堀江洋子でございます。

まず 1 点目に地上デジタル放送について、お伺いをいたします。2011 年 7 月 24 日の地上デジタル放送への完全移行まで、1 年を切りました。7 月 1 日からはすべてのアナログ番組の上下に、黒枠、ベダボックスがはめられてしまいました。

新聞のテレビ欄左端を見ますと、地上デジタル放送完全移行まで、あと 3 13 日と今日の中日新聞にも書かれております。国や業界をあげたキャンペーンにも関わらず、国民の準備が期限までに間に合うのでしょうか。またこのままアナログ低波を強行していいのでしょうかという思いが、私にはございますので質問をするものでございます。

1 点目、政府は生活保護世帯などに地上デジタル用チューナーを無償配付すると言っております。しかし周知が徹底しないなどで、申請は 6 月末の締切りまでに想定対象世帯数の 3 分の 1 程度に止まり、配付事業を今年末まで延長しております。町における想定対象世帯数、また申請状況につきまして、お伺いをいたします。

2 点目に、無償チューナーの配付は、対象が NHK 受信料を全額免除されている世帯に限られており、住民税非課税世帯や低年金の高齢者世帯なども対象を広げる必要があるのではと考えますので、見解を伺います。

3 点目に、完全移行にはさまざまな問題が残されているのに、政府は計画を強行していますが、このままではテレビが見られなくなる「テレビ難民」が生み出されるのではないかと懸念をいたしますので、見解をお伺いいたします。

4点目に、もったいないという言葉が見直される時代に、アナログ低波で使えるテレビがごみと化します。2001年の家電リサイクル法で、リサイクル料を課してから、全国各地で不法投棄が増加をしております。町においても環境問題にも影響があるのではと思いますので、見解をお伺いいたします。

また広報おおだい1月号、デジサポ三重が地上デジタル放送説明会のご案内ということで、2月に6カ所の地域で説明会また広報おおだい8月号におきましても、地上デジタル放送受信相談会が3カ所ということで、説明会を実施をされておりますけれども、説明会の状況についてもお伺いをするものでございます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは地上デジタル放送についてお答えをいたします。

1点目の想定対象世帯数の申請状況についてでございますが、総務省は生活保護世帯などを対象に実施しております、地上デジタル放送用簡易チューナーの無償配付支援事業の申請締切を、当初本年7月2日としておりましたが、12月末までに延長する方針を決めました。これは、今年度約124万世帯へチューナーを配付する予定でしたが、5月末での申請が約15%の19万世帯余りに止まっていることによるものでございます。地デジチューナー支援実施センターに問い合わせましたところ、地上デジタルチューナーはNHKが放送料の全額免除の世帯に、4月から5月にかけて免除申請書とチューナーの申込書を送付し、申請者がこれに対し必要事項を記入し、地デジチューナー支援実施センターに送付することで、無償配付されることになっているとのことでございます。

しかしながら、支援実施センターの話ではNHK側からの何らかの理由により、すべての対象世帯へ書類が送付されていなかったとの説明でございました。このため町としましては、町内の生活保護を受けている47世帯について、事情聴取調査を行いましたところ、17世帯がNHK放送料の免除を受けており、

そのうち6世帯が簡易チューナーの無償配付済または申請中、11世帯が未申請でございました。残り30世帯のうち16世帯は福祉施設等で生活をされている方で、チューナーの配付が必要のない方でございました。

今後、NHK放送料の免除を受けているが、未申請の11世帯及び免除申請されていない14世帯につきましては、通常実施しております訪問調査の際に、当該世帯が無償でチューナーを設置できるよう支援センターへの手続き等について説明し、理解を得られるよう配慮してまいりたいと考えております。

2点目の住民税非課税世帯や低年金の高齢者世帯などにも対象を広げる必要性についてでございますが、総務省は8月30日に来年度から実施する、新たに低所得者対策として、市町村税の非課税世帯で、地上デジタル放送未対応と推計した156万世帯を対象に簡易チューナーを無償配付することを発表しました。このことにより、市町村税の非課税世帯にも、無償配付されることになり、大台町におきましても支援対象世帯が広がり、さらなる普及に期待をすることと思っておりますので、広報等を通じて対象となられる方々への周知を図ってまいりたいと考えております。

3点目のテレビ難民についてでございますが、本年3月現在で、全国の地上デジタル受信機の普及率は、83.8%となっているようでございます。先ほど申し上げましたように、政府は市町村税の非課税世帯にも、地上デジタルチューナーの無償配付対象を拡大し、地上デジタル受信者の普及を目指すなどと対応策を打ち出しておりますので、この制度により低所得者層の地上デジタル対応は進むものと期待をいたしております。

4点目の不法投棄が増加をし、環境問題にも影響があるのではということでございますが、地上デジタル放送の視聴は、デジタル対応テレビを購入していただくか、アナログテレビにデジタル対応のチューナーとアンテナをつけることにより可能となります。このことからアナログテレビをそのまま利用される方も多いと考えられます。またデジタルテレビに買い換える消費者に対して、国はリサイクルする場合には、例えば大型テレビで必要なりサイクル料金28

35円を上回る3000ポイントのエコポイントを加算する制度を設け、テレビのリサイクルを進めております。これらのことから今回の地上デジタルへの移行に伴いテレビの不法投棄がふえる可能性は少ないと考えております。

しかしながら、昨年度から緊急雇用対策を活用し、不法投棄防止対策の専門臨時職員を雇用し、町内全域の不法投棄物の回収を行っているところでございますが、昨年度は21台のテレビを、今年度も8月末までに3台のテレビを回収しております。今後とも悪質な消費者にテレビ等の廃棄物を不法に投棄されないようパトロールを強化するとともに、監視カメラや防止ネットの設置などの対策を進め、不法投棄のない美しいまちづくりに努力してまいりたいと考えております。

5点目の地上デジタル放送受信相談会の状況でございますが、この地上デジタル放送受信相談会は、総務省テレビ受信者支援センターが開催をしているものでございまして、町といたしましては支援センターの依頼により、会場の手配や相談会の周知などの協力をさせていただいているところでございます。また総務省テレビ受信者支援センターは、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談や支援、調査等地域に密着した受信者支援を目的といたしております。

お尋ねの受信相談会の状況でございますが、大台町内での開催は、本年2月2日からは2月27日にかけて、6会場で相談会を開催し、延べ116人の来場者がございました。また8月25日から27日の3日間におきましても、3会場で相談会を開催し、延べ15人の来場者があったわけでございます。相談会では2011年7月24日の地上デジタル放送完全移行について、来場者にお伺いしたところ、移行日は認識している。地上デジタルへの移行の準備を行っているといった方がほとんどであったようでございます。

また多く寄せられました質問内容は、地上デジタルテレビを見るために、どうすればいいのか。機器などの取り付けはどのようにすればいいのかなど、技術的な質問が多く出されていた旨、総務省テレビ受信者支援センターから報告

を受けております。以上、5点の質問にお答えさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 住民税非課税世帯の方にも拡大をしていくということで、答弁がございましたけれども、このことも申請していく、NHKの減免世帯と同様の手続きをしていくということになるのでしょうか、その点をまず1点伺いをいたします。

また普及率が83.8%ということで、国もそのように言っておりますけれども、この総務省の調査方法と言いますのは、RDD法というもので、ランダムに電話を30万本かける。アンケート調査に同意した世帯にのみ調査表を郵送して回収をしていく。この方法だと電話がかかる時間帯に不在となる世帯、また携帯しか持たない若者世帯、わからないと答えがちな高齢者世帯が調査から漏れてしまうということで、果たしてこの数字が本当であるのかということで、実際はもっと低いのではないかというふうに有識者の方もコメントされております。私も80何%というふうに国は言いますが、そんなに普及はしてないと考えますし、住民の方からも昨日でしたか、地デジということで、生活が大変苦しいのに、そんなテレビなんか買い換えている余裕はないというような声も頂戴をいたしました。

また来年、この黒枠が上下に先ほども言いましたけれども、はめられまして、ご覧の放送は2011年7月に終了し見ることができなくなりますというテロップが流れているわけですが、総務省それから放送事業社が4月に打ち出しましたアナログ放送終了計画によりますと、2011年7月1日からNHKと全民放のアナログ番組をお知らせ番組と動画に切り換えるということを明記しておりまして、実際は来年6月末で見られなくなるというふうになってくると思うんです。

となると本当にお知らせ画面だけになってしまえば、7月24日かというふうには思いがちですが、実質上は6月末でもう見られなくなるというこ

とになってくると思うんです。こういったお知らせ画面では、番組を視聴することはできなくなってくると思うんです。こういう問題もはらんでいると思いますが、その点についても見解を伺いますし、2011年7月24日に現行のアナログ放送を終了しますと、テレビを見ることができない家庭、そして事業所が数百万規模で発生すると、識者が地デジ移行の延期を求める提言を7月に発表しております。その中で情報格差の拡大どころか、人々の生命と安全が脅かされると強調をされているわけですが、国は結局テレビを買いかえろとした説明をしませんし、結局情報から取り残されて、損をしていくのは、生活弱者ではないかと思しますので、その点についても見解を求めます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） この非課税世帯につきましても、手続きも同様に申請ということで行っていただく必要かと思えます。またこの83.8%の普及率についてでございます。調査方法を私も存じていなかったわけなんです、RDDというようなランダム調査と、こういうようなことございまして、実際に私の受けている感じとしましても、84%近いところには至っていないのかなというふうに思っております。この地域のことだけでございますが、旧来のアナログテレビというものが、かなりまだまだ見られていると、こういう状況ではございますので、実際にはおっしゃるように、もう少し低い率であるのかなという、そういう実感は持っているところでございます。

また実際に6月30日で放送が終わって、7月からは動画とお知らせということのみというようなことで、私も初めて伺ったようなことございしますが、7月24日の終了時点で、数百万規模で見られないという、そういう専門家の話もあるようでございますけれども、やはり我々としましてもそういった啓発をしっかりとやりながら、チューナの設置なり、そういったようなことでの対応を急いでいただくというようなことでの啓発をしっかりとやっていかなければならないと、こういうことで思っているところでございます。

そういうことでこの完全移行に間に合うような形で対応いただければと、こ

ういうふうに思っているところでございますので、その点よろしく願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 2点目の「子ども・子育て新システムについて」お伺いをいたします。

政府は、6月25日に、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を公表いたしました。2011年の通常国会で法改正を行い、恒久財源を確保しながら実施できるものは、2011年から前倒しで実施をし、2013年度から新制度の施行を目指すとしていますが、制度の概要について問うものでございます。また2点目に、新制度は町の子育て関連制度を丸ごと、私は変えてしまうのではないかという懸念がございますので、質問をいたします。これまでの保育、そして学童保育、地域子育て支援、妊婦健診、子ども手当、育児休業、産休の給付金など、さまざまな目的で分けられていた補助金を、まとめて子どもの人口などに応じて子ども・子育て包括交付金という形で、一括交付金というようなものにして、市町村に配る仕組みにしていこうということなんですけれども、制度の大枠づくりのお金の交付は国がしますけれども、お金の使い道は現金で配っても、子育て支援に使っても組み合わせや制度も、市町村が自由に決めようとしていく流れがあるんだろうと思いますけれども、このことによって新制度によりまして、町の子育て関連制度はどうなっていくのか。そして包括交付金で自治体任せになるのではないかと思いますので、見解を求めます。

また現在の保育は児童福祉法のもとで、国と自治体が責任を持って保育に欠ける子どもには、保育を補償しなくてはならないと、このようにされております。その公的責任を崩してしまおうとしているのではと、私は考えます。新システムの問題の第1としては、保育に市場原理主義を持ち込む直接契約制度の導入だと考えます。保育を経済成長につなげる、そして産業化をすればとって企業が儲けをあげられる。そういった市場に変えようとするものではないかと思っておりますので、見解を求めます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは、子ども・子育て新システムについてお答えをいたします。１点目の基本制度案要綱でございますが、政府は６月２５日に子ども・子育て新システムの基本的な方向を公表いたしました。具体的な内容は示されておりません。ただ内閣府のホームページで新システムの基本制度案要綱が公表されておりますが、これによりますとその目的は、一つとしてすべての子どもへの良質な生育環境を補償し、子どもを大切に作る社会。二つ目には、出産、子育て、就労の希望がかなう社会。三つ目に仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会。四つ目に、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会の実現を目指すことといたしております。

このため、子ども・子育てを社会全体で支援する。利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本として、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供する。地域主権を前提とした住民の多様なニーズに答えるサービスの実現。政府の推進体制の一元化を図ることとし、新システムとして政府の推進体制、財源の一元化、社会全体、これは国、地方、事業主、個人ということで、位置づけでございますが、こういう社会全体による費用負担。三つ目には基礎自治体の重視。四つ目には幼稚園、保育所の一体化。五つ目には多様な保育サービスの提供。六つ目には、ワークライフバランスを実現するということになっております。

この２点目の新制度によりまして、町の子育て関連はどうなるのかということでございますが、町の関連制度としましては、保育、子育て、放課後児童クラブ、子ども手当等が関連してくるものと思います。まず包括交付金で自治体任せになるのではということでございますが、国は子育て関連の国庫負担金、補助金、事業主からの拠出金を一本化し、交付金として市町村へ交付し、市町村は地域の実情に応じ地域の裁量で事業を実施できるとしてはありますが、国や自治体の保育に対する責任を後退させる「保育の産業化」につながるのではとの指摘もございます。町としましては、平成１５年度から始めました三位一体



改革、いわゆる地方交付税の見直しなり、国庫補助負担金の削減、あるいは税源移譲の改革によりまして、5年間で3億2800万円が減額されたこともありまして、今回の交付金制度により従来の補助金や交付金の総額に比べ、減額となるようでしたら、現行の保育サービスを提供できなくなるのではと危惧されるところでございます。

次に保育の公的責任を崩すことにはならないかということですが、現行の公的保育制度は、国と自治体に公的責任を課しております。新システムでは国や県は市町村への制度の円滑な運営のための支援を行うとされまして、市町村は一つ目に必要な子どもにサービス、給付を保証する責務。二つ目には質の確保されたサービスの提供。三つ目には、適切なサービスの確実な利用を支援する責務。四つ目にサービスの費用、給付の支払い責務。それから五つ目には計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備の責務がありまして、このような責務のもと、公的責任を崩すことにはならないとされておりますが、前述で申し上げましたとおり、交付金の額次第では、必要なサービスの提供が難しいと考えることから、これに対し町村会ははじめ地方6団体などとともに、必要なサービスが提供できるよう現行の補助金総額を減額することのないよう求めていきたいと考えております。ご理解をお願いし、答弁いたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） サービスがこのまま行けば、政府の考えていることからすれば、交付金として来れば、完全に減額されてサービスが後退していくことは目に見えてわかると思うんですけども、民主党の代表選挙も今テレビも先ほど見ましたら、だんだん時間が近づいてきて、夕方にならないと何方が代表になるのかはわかりませんが、民主党がマニフェストにも一括交付金化するというので、マニフェストに掲げておりまして、私からして見れば、何方が代表になっても一括交付金化はしていく流れになるのではないかと思いますし、この子育て新システムの一番の問題点というのは、介護保険のように利用者と事業者の直接契約、利用者への直接補助方式と、応益

負担を制度の基本としているのではないかというふうに思います。

今回の要綱におきましては、詳しくは書かれてはおりませんが、これまで自公政権下で進めてきたさまざまな保育の改悪というか、制度を後退させてきた流れのもとに、今回の新システムもあるわけで、自公政権で進めてきたより以上に悪く保育の制度を改悪させていく。その保育の規制緩和や制度改悪というのは先ほども言いましたけれども、自公政権で進めてきましたけれども、政権後退によって、こういったことが歯止めがかかるんじゃないかということで、期待の声もあったんですけれども、実際進んできたら、さらに国の責任を後退させていくものになっていくのではないかと、私は思います。

この介護保険というような形になっていけば、こういった形になっていくかということ、その親の就労状況に合わせて、自治体が要介護度ではなくて、要保育度ということで、保育度を2から3区分で認定をする。さらに例えばフルタイムで働いていれば、週55時間。パートで働いていたら週20時間というようなサービスが区分されていく形があります。認定を受けましたら、保護者は自分で保育園を選んで契約をして、認定された時間分の保育サービスを受けるようになります。いっぱい入れませんというような形になっても、それは自己責任ですよということになりまして、長時間保育を希望していても、その長時間保育を受けようと思えば、介護保険と同じように認定の範囲を超えていけば、介護保険だったらヘルパーさんに来てもらおうと思っても、認定以上のところが全額自己負担になりますから、それと同じように長時間保育も自己負担額、これが実施をされていきますと、じゃあ保育の現場はどうなっていくのかということで、もちろん利用時間がまちまちになります。保育の形が大きく変わろうとしておりますし、生活リズムに応じた保育ができません。保育の実情を全く私は無視しているんじゃないのかなと思いますし、働いていらっしゃる保育士さんも、これでは本当に自分たちが求める保育をと思っけていても、保育ができなくなると。さらに障害のある子どもとか、低所得者の家庭の子どもさんというのは、入所ができなくなっていく。こういった大きな問題をはら

んでいます。

またもう一つ大きな問題としては、地域主権改革と一体で保育制度改革を進めてようとしている点があります。この点では通常国会で継続審議になりました地域主権改革推進一括法案、この中には保育所などの児童福祉施設の最低基準というものを撤廃して、地方での条例化が提案をされております。先ほど町長も答弁をされておりましたけれども、子どもの少ない人口減少地域では、今でさえ財政が厳しいと言っている状況ですのに、少ない交付金しかおいてこないと思います。私は全国、どこの地域で生まれても、子どもたちには豊かな保育が補償されて、必要な子育て支援が受ける権利があると思います。

新システムはその仕組みを大きく壊してしまって、保育料やサービス、地域格差を広げてしまうことになると思いますので、見解を求めます。

議長(大西慶治君) まずいまの政治の流れでいきますと、まずは一括交付金ということになってくるという認識はいたしております。そういう中で、先立って我々もこの子どもだけではないんですが、全ての補助金、この総額がやはり1円も下げることなく、そのまま一括交付金として措置をするようにというふうなことで、町村会を通じて国のほうに意見は上げているところでございます。

どこまで斟酌されるかわかりませんが、そのような行動を既に起こしているところでもございます。そういう中で、今申し上げられました、いろいろなシステムの内容が、今とは全然裏腹なものになっていくという、そういう可能性もございます。詳しいところまでは連絡は来ておりませんので、何とも申し上げられませんが、まずは国の流れとしましては、いろいろな一括交付金そのものを取り上げてくるということは、現行の補助金総額から一定下げているという、そういう腹積もりの中で、地域主権という名前を借りながら、どうぞおたくの好きな、市町村で必要なものに、必要なところへあててくださいというふうな、そういう形になっていくだろうと思います。そういう中でこちらもしっかりと選択はしていけないかるところはあるとは思いますが、そ

のように今おっしゃられた、いろいろな今とはかけ離れた保育の内容になっていくということについては、私もいささか懐疑的な部分も、当然ございます。

今の本当に我々もしっかりと延長保育をやれとか、あるいは放課後児童クラブをやれとか、いろいろな形で子育て支援を充実していこうと、そしてまたこれから町の主要な施策のひとつに位置づけていこうと、そしてまた若者がここで住みよい町になってしていこうと、そういう思いの中で、ぼつぼつ築き上げてきているところなんですけれども、そういったような端から足腰を折られるような感じにもなってしまいますので、今の保育の契約制とか、あるいは料金負担についても応益負担とか、そういったようなことになってくると、これちょっとおかしなことになっていくんだろうと。

また障がい者やら、そういったようなことについても入所ができないというふうなことになってくると、とんでもない世界にもなってきますので、これは十分と注視をしていかなければならないだろうと思います。また我々もいろいろな情報は拾ってはいくんですけれども、なかなか細かいところまで、また違った視点から見た情報というのは入ってきにくい部分がございます。

それは国からあるいは県からというようなもので、こうしますああしますというようなことで、この部分はこうなって、ああなって、細かくきますけれども、実際にそれが町民の皆さん、そして子どもたちにどのような影響が出てくるんかというふうなことを、しっかりと考えていかなければならないわけでございますが、そちら側の情報というのは非常に少ないと、まあ言うたら臭いものに蓋してくるといいう情報が多いということになりますので、そこら辺十分気をつけていかなければならないと思っていますところでございます。

本当に実情とかけ離れたことになってしまいますと、今までの保育は一体なにやったんや、子育て支援なんやったんやということにもなってきますので、十分考えていかなければならないと思っていますところでございます。

また情報等、違った部分での情報等をいただければ、大変ありがたいなと思うっておりますので、その点よろしく願いいたしたいと思います。

おりますので、その点よろしく願いいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 3点目の生活保護の医療券について、お伺いいたします。医療保険に入っている人は、いつでもどの医療機関でも受診することができます。それは当然なことなんですけれども、生活保護受給者も医療保険に入っている人と同じように、いつでもどこでも、どの医療機関でも受診できて、当然のことだと思いますが、しかし現行の形というのは、大変複雑な仕組みとなっております。

生活保護受給者が医療機関で受診をするには、大変複雑な手続きを踏み、社会福祉事務所で医療券を交付してもらわなければなりません。医療券の発行につきましては、生活保護法による医療扶助運営要綱についてということで、1961年9月30日の厚生省の通知で、医療扶助による診察、薬剤、調剤を除く医学的処置、手術等の給付は、医療券を発行して行うものとする、このように定められております。

日本共産党の西山登紀子参議院議員、当時の参議院議員ではありましたが、1997年3月27日に参議院の厚生委員会で、制度の複雑さや制約的な内容について質しました。生活保護を受理した時に、合わせて医療証を発行すれば、何も問題はないではないかという観点から、制度の廃止を求めましたけれども、当時の小泉厚生大臣は簡素化の方法がないものか、検討する必要があると、このように答弁をされております。

そこで町における医療券の交付の事務手続き、2点目に急病、休日、夜間の時の緊急対応。そして3点目に医療券にかわる受給者証などの発行について、お伺いをするものでございます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは生活保護の医療券について、お答えをいたします。

まず1点目の医療券交付の事務手続きでございますが、保護世帯の方が病院

で治療を受けようとする場合には、役場に受診病院を記載した申請書を提出していただき、町はこれに基づいて診療依頼書を本人に交付をいたします。その診療依頼書を医療機関に持参し診療を受けることができるわけでございます。

医療機関は福祉事務所に連絡し、福祉事務所が医療券の発行を行います。このようにして医療券が発行されますのが、一連の事務手続きでございます。

2点目の急病等の対応でございますが、休日、夜間等の急病時につきましては、医療機関の窓口で生活保護を受給している旨を説明していただき、治療を受けることができますので、緊急の受診についても支障はないものと思っております。

3点目の医療券にかわる受給証などの発行について、お答えいたします。医療券は福祉事務所が診療機関に交付することになりますが、これには病院名、傷病名、診療別等必要事項を記載したものが、医療券になりますので、生活保護を受けている旨の証明である受給証が医療券に代わることにはなりません。受給証の発行について、福祉事務所に確認をいたしましたところ、生活保護を受給していることの証明書である受給証は、申請により発行が可能とのことでした。

ただし保険証に代わるものではございませんので、緊急時以外の受診の場合は、診療依頼書を持参していただく必要がございます。ご理解をお願いし、答弁いたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） そもそも医療券の発行の手続きというのが、被保護者が病気になると福祉事務所に行って、医療機関にかかりたいという申請をして、要否意見書用紙が交付をされ、この要否意見書用紙を指定された医療機関に提出をして、要否意見を求める。指定医療機関は要否意見書用紙を福祉事務所に郵送で提出をするか、あるいは被保護者にわたし被保護者が福祉事務所に提出をします。福祉事務所は要否意見書用紙に疑義があったとした場合、本庁協議、これは県ですけれども、本庁協議にかけます。

本庁協議の結果、回答が福祉事務所に伝達をされます。福祉事務所は被保護者に決定通知をし、医療券を交付します。被保護者は指定医療機関に医療券を提示し受診します。ここでやっと受診者は医療券を手にして、お医者さんにかかるというのが、そもそも本来国が通達で出してきてもいるように、それが医療券をもって受診するという事になっているんですけれども、先ほども言いましたけれども、西山登紀子参議院議員がなぜこういった制度は廃止をして、受給証で誰でも病院にかかれるようにすべきではないかということで、町においてもこういった手続きが簡素化をされて、診療依頼書というのを町に申請をすれば、すぐ窓口へ、指定された病院に限られると思いますけれども、病院に行くことができます。

そういった国が進めてきた医療券は、町のほうでは診療依頼書というような形では、生活保護を受けている方でもかかれるわけですがけれども、さきほど答弁もありましたけれども、受給証、緊急それから夜間、休日の場合は、病院に行ってその旨を伝えないといけないということですよ。受給証があれば提出すれば、いいわけですよ。それもできるというような見解でもありますし、私実際にある住民の方ですけれども、夜中に急に具合が悪くなって、救急車も呼べないし、病院に連れてほしいということで、松阪のほうの病院へその方を車へ乗せて行ったことがあるんですけれども、その時その方はやはり窓口で、口頭でそういった旨のことを、自分でおっしゃっていました。

私はそういったことが、やはり現実ありますよね。受給証を発行していれば、生活保護家庭ですと言わなくても、いいと思うんです。本来であればほかの医療保険と同じように、病気になったらお医者さんにかかれるというのが、本来の形だと思いますし、憲法25条で保障されたものだと思います。でもそれをそういう形で、生活保護を受けていますということ、病院の窓口で言わなくても受給証を発行すればいいことではないかと思いますので、そういった形に私はすべきだと思います。

そういった円滑にできるように進めている県もありまして、町と同じような

診療依頼書という形で、医療券にかわるものを発行しているところは、福岡県が診療依頼書という形をとっております。埼玉県におきますと受給証を発行しまして、休日、夜間等は被保護者であることの証明ということで、受給証を提示をすれば、円滑に受診できるという形です。新潟県、広島県広島市では被保護者証明書という形で、証明書を出しております。秋田県においては緊急時医療依頼書というふうな形で、それぞれ取り組みもなされているわけですが、大台町というか、三重県というような形になってくるかとも思います。社事務所でも違ってくるのかなというふうにも思いますけれども、他の県がそういった形をとれて、なぜ三重県はとれないのかというふうに思いますので、その点についての説明を求めます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） まず受給証いわゆる医療券の交付される手続きなんです。まずは受診する方が役場へ連絡いただいて、役場では診療依頼書というのを作成をさせていただきます。それを本人さんが病院へ持って行っていただいて、病院で診察を受けていただいて、病院からその診療依頼書が福祉事務所へ向いて連絡いきます。連絡がいった福祉事務所では、要否の判定をさせていただきます。そこで医療券というものを病院へ交付をすると。病院はその医療券というものを基にして、診療報酬明細をもとに支払い基金へ請求をする。ということでございまして、受診者本人には交付はされないと、こういうことでもございます。

そういう手続きが必要になるわけなんです。おっしゃられるように一々窓口で生活保護世帯である旨を告げなくても、そういう受給証でというふうなことでもございます。ただ埼玉県とか福岡とか、広島とか、いろいろ対応されているところも言われたわけなんです。この松阪市の福祉事務所もそういうような対応がされているようでもございます。ということで、何がなんでもこうやなければあかんということではなしに、より利便性を高めるというふうなことで、これを福祉事務所とも協議もしていかなければならないだろうというふうに思



いますし、福祉事務所のほうもそんなに頑ではないと思うんです。

さきほども少し申し上げたんですが、受給証がそのまま持っていくということは、これは健康保険証みたいなものになりますので、健康保険証と言いますと、税も納めていただいて、それによって保険証というものが発行されるということですから、それと同等のものにはならないとは思いますが、他県でもそういうような対応がありますので、三重県でもそういうような対応があってもしかりというふうに思います。

そういうことで、今後県との協議というふうなこともなろうかと思いますが、同じようにこれ大台町だけでなしに、他の地域でも多くそういう事例が発生しているんだというふうに思っておりますので、多気郡の町村会なり、そこら辺でも一度協議もしながら、町村会なりあるいはそこを通じて、県のほうに話をかけるというふうなことも、一つの手だろうというふうに思います。一度ここら辺は事務レベルも含めながら、対応していく必要があるというふうに思っておりますので、その点はひとつご理解いただきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員の一般質問が終了しました。

---

議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は3時15分とします。

（午後2時58分 休憩）

（午後3時15分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---